

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和3年10月29日・東京都規則第308号

1 概要

(1) 改正理由

エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）の改正（令和3年8月31日公布、同年10月1日施行）に伴い、規定を整備する必要がある。

(2) 改正内容

規則第13条の7第1項各号に掲げる機械器具に関して、テレビジョン受信機のブラウン管、液晶パネル及びプラズマディスプレイの区分を削除する。

2 施行日

令和3年10月29日

3 問合せ先

環境局地球環境エネルギー部地域エネルギー課

直通 03-5388-3533